

指定管理者受託を機に組合事業の再興を模索

当組合は昭和61年に設立され、官公庁から発注される造園工事や緑地の維持管理の共同受注を中心に、最盛期には年間2億円以上の受注実績がありました。

その後、徐々に官公庁からの造園工事の分離発注の減少や随意契約から競争入札への転換など受注環境が変化し、組合の受注量が減少してきました。そこで組合では、10年ほど前に公共施設の管理・運営を民間委託する「指定管理者制度」が導入されたのを機に、「山梨県緑化センター」の運営を指定管理者として受託しました。8年間指定管理を請け負った山梨県緑化センターは平成26年3月末に廃止されましたが、組合では新たに山梨県より「武田の杜保健休養林」の指定管理と「緑の普及啓発事業」の業務委託を受けています。

指定管理者制度の導入による公園緑地施設の民間管理の拡大は、

組合員の受注機会の減少や受注単価の低下につながることから、組合として、組合員の緑地管理業務の受注確保と組合の運営強化を目的に、組合事業の多角化として指定管理者の受託に積極的に取り組んで行く必要があると考えています。

県内に300社程の造園業者がいます。現在の造園業者の仕事には、建設業許可を必要とする造園工事だけでなく、緑という生き物を時間と手をかけて育成する仕事に加えて、古くからある「日本の庭」文化を守る技術の伝承の役割もあり、昨年11月に小林稔造前理事長が現代の名工に選ばれたことは、後身に影響を与える大変よろこばしいことです。

今後も造園業者の事業の維持拡大と組合活動の活性化のために、事業者の組合加入の促進とともに指定管理者の受託と造園公共工事の分離発注の推進を含めた組合員が受注できる環境づくりを働きかけていきたいと考えています。

